

災害時における住家被害認定調査等に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と公益社団法人東京都不動産鑑定士協会（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 90 条の 2 第 2 項の規定による災害時における住家被害認定調査等の支援活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、文京区の区域内で法第 2 条第 1 号に規定する災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における住家被害認定調査等に関する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第 2 条 甲は、災害時に必要が生じた場合は、乙に対して住家被害認定調査等の実施について協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、住家被害認定調査等協力要請書（別記様式第 1 号）により行うものとする。ただし、緊急かつやむを得ないときは、口頭、電話、電子メール等により行い、事後において速やかに住家被害等認定調査協力要請書を提出するものとする。

3 乙は、第 1 項の規定による要請を受けた場合は、速やかに甲に協力するものとする。

（協力内容）

第 3 条 前条第 1 項の規定により協力を要請する住家被害認定調査等の業務（以下「住家被害認定調査業務等」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成 25 年 6 月内閣府（防災担当））に基づき、甲の職員と連携し、被災した住宅に訪問し、建物全体、基礎、屋根、外壁、建物内部、設備等の被害状況を調査する業務
- (2) 災証明書の交付に関する区民からの相談への甲の対応を補助する業務
- (3) 甲が他の地方公共団体から職員の派遣を受けて住家被害認定調査を実施することとなった場合において、甲が当該職員に対して実施する研修を補助する業務
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、甲が必要があると認める業務

（住家被害認定調査員の要件）

第 4 条 乙は、住家被害認定調査業務等のため、次に掲げる要件のいずれにも該当する住家被害認定調査員を甲に派遣する。

- (1) 乙の会員である不動産鑑定士であること。
- (2) 住家被害認定調査に関する研修会を受講していること。

（指揮）

第 5 条 乙は、住家被害認定調査業務等の遂行及び連絡調整について、甲が指定する者の指揮に従う。

(報告)

第6条 乙は、第2条第1項の規定による要請に基づき協力したときは、住家被害認定調査等協力報告書(別記様式第2号)により甲に報告するものとする。

(費用負担)

第7条 第2条第1項の規定による要請に基づき乙が住家被害認定調査業務等を実施した場合に要する次に掲げる費用は、甲の負担とする。

- (1) 住家被害認定調査員の派遣に係る交通費
- (2) 住家被害認定調査員の日当
- (3) その他甲が特に必要と認める費用

2 前項第2号の日当の額については、非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年東京都条例第56号)別表1に規定する一般業務に従事する者の日額として定められる額に準じ、1人につき21,900円(消費税は別途)を基本として甲乙協議の上、決定する。

(請求及び支払)

第8条 乙は、前条第1項に規定する費用を甲に請求する場合は、住家被害認定調査等協力費用請求書(別記様式第3号)を提出するものとする。

2 甲は、前項に規定する請求があった場合は、速やかに当該請求に係る費用を支払うものとする。

(研修会への参加)

第9条 甲又は乙が住家被害認定調査に関する研修会等を開催する場合は、甲の職員及び乙の会員は、甲及び乙が別途定める所定の手続により当該研修会等に参加することができる。

(秘密の保持等)

第10条 乙は、甲の承諾なく、住家被害認定調査業務等の遂行に当たり知り得た秘密情報を第三者に対して開示し、若しくは漏えいし、又は住家被害認定調査業務等以外の目的に利用してはならない。

2 乙は、前項に規定する秘密の保持等に係る義務を乙の会員に遵守させるものとする。

(損害補償)

第11条 甲は、第2条第1項の規定による要請に基づき乙が派遣した住家被害認定調査員が住家被害認定調査業務等に従事したことにより、当該業務に従事した者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は当該業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例(昭和41年7月文京区条例第16号)の規定に準じ、その損害を補償するものとする。ただし、当該者が他の法令による療養その他の給付若しくは補償を受けたとき又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事由については、その受けた限度において損害補償の責めを免れるものとする。

(防災訓練)

第12条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練に参加し、及び協力するものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の3月前までに、甲又は乙から解除又は変更の申出がないときは、当該期間は、更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2 甲又は乙は、この協定の有効期間中であっても、協議の上、この協定を改定することができるものとする。

(協議)

第14条 この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年1月26日

東京都文京区春日一丁目16番21号
甲 文京区
代表者 文京区長 成澤 廣修

東京都港区虎ノ門三丁目12番1号ニッセイ虎ノ門ビル6階
乙 公益社団法人東京都不動産鑑定士協会
代表者 会長 佐藤 麗司朗